

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊人安第26号

令和5年2月15日

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴うストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の改正について（通達）

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正道路交通法」という。）については、本年4月1日（以下「施行日」という。）から施行されること、併せて道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第391号。以下「整備政令」という。）が別添1のとおり公布され、施行日から施行されることとなった。

整備政令により、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成12年政令第467号。以下「令」という。）が別添2のとおり改正されること、改正の概要等は下記のとおりであるので、各所属にあつては、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、施行日から施行される改正道路交通法の規定の趣旨、整備政令の概要等については別添3のとおりである。

記

1 趣旨

本件は、改正道路交通法第2条の規定の施行に伴い、令について所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第3項第2号の規定により、相手方の承諾を得ないで、その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為について政令で定めることとされているところ、改正道路交通法第2条の規定の施行に伴い、令第3条第3号に掲げる車両に「移動用小型車」を追加し、「身体障害者用の車椅子」を「身体障害者用の車」に改めることとした。

3 参考資料

別添1 道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第391号）の官報の写し

別添2 道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第391号）のストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成12年政令第467号）に係る新旧対照条文

別添3 「道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について（通達）」（令和5年2月2日付け熊交企第53号）（参考資料を除く。）

※ 別添（略）